

# 夏

## の交通事故防止運動

令和8年 7/15水～7/24金

7月15日（水）は  
「交通安全意識を高める日」  
「高齢者交通安全の日」  
「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」



回 覧


姫路市交通災害絶滅対策本部

姫路市三左衛門堀西の町3  
防災センター5階危機管理室  
TEL (079) 221-2090

# 運 動 重 点

こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保と正しい横断方法の実践

## 生活道路における法定速度が時速30kmに引き下げ

令和8年9月1日から生活道路における法定速度が時速30kmに引き下げられます。

ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線のない道路を指します。



安全運転意識の向上と飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

## 飲酒運転の根絶

飲酒運転はもちろん、飲酒した人に車や自転車を貸す等の行為をした人も厳罰です。

## 「ながらスマホ」の根絶

運転中のスマートフォン等の通話や画像注視は危険なのでやめましょう。



自転車・特定小型原動付自転車の交通ルールの遵守及びヘルメット着用の推進

## 令和8年4月1日より軽車両等へ青切符の導入

交通ルールを守って安全に！

### 【一例】

携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視・通行区分違反	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円の反則金

